



# 熊本県公報

## 目次

告示	熊本県告示の形式を左横書きに改正する規程	(私学文書課)	一
"	道路の区域変更	(道路維持課)	二
"	"	"	二
"	道路の供用開始	"	三
"	"	"	四
"	都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市計画課)	四
"	"	"	四
登載依頼	熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の一部改正	(公安委員会)	四
"	トラフグ養殖におけるホルマリン及びパラホルムアルデヒドの使用禁止	(天草不知火海区漁業調整委員会)	五
"	熊本県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則	(公安委員会)	六
"	熊本県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する規程	"	六

## 告示

熊本県告示第二百二十号

熊本県告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示の形式を左横書きに改正する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正することに關し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの条例による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)(における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)(の配置は、既存告示における文字の配置とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名

五	表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
六	表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七	漢数字(一の項及び二の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。)	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)
八	固有名詞の一部又は全部をなしているもの 熟語の一部をなしているもの 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 二 数字の表記として用いられている万又は億で当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又は億	
九	左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十	右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十一	左記	下記
十二	上欄	左欄
十三	下欄	右欄
十四	よつ音として用いられている「や」「ゆ」「よ」「や」「ゆ」「よ」又は「ヨ」「ユ」又は「ヨ」「ユ」又は「ヨ」「ユ」又は「ヨ」「ユ」	それぞれ「ッ」又は「ッ」

2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定める。(雑則)

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県告示第二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月二十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	熊本県知事 潮 谷 義 子
道路の種類	主要地方道路	
路線名	湯前線	
区域変更する区間	錦 球磨郡錦町大字一武字吉の久保 二五二六番一地先から 同 字 二五二三番一地先まで	
前幅員	後 二一・〇	前 一四・〇
後幅員	後 二一・〇	前 一四・〇
延長	後 八九・五	前 九六・〇
備考	単橋改(迂回路撤去)	

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十五日

熊本県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月二十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等		道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	後	幅員	延長	備考
一般国道	小川線	同所	同所	下益城郡中央町大字白石野字中島 四六八番一地从先から 四〇三番一地从先まで	前 一〇四・八	後 二〇四・八	前 四・二	後 二九・〇	移旧管
一般道	秋津嘉	同所	同所	熊本市秋津二丁目 二〇三四番五地从先から 熊本市東野三丁目 二一番一地从先まで	前 五三三・四	後 五三三・四	前 九・〇	後 二〇・〇	まやち

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十五日

熊本県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月二十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等		道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	後	幅員	延長	備考
一般国道	新町線	同所	同所	天草郡姫戸町大字姫浦 四一六二番五地从先から 四二七五番二地从先まで	前 四四〇・〇	後 四四〇・〇	前 四・二	後 二九・〇	国道改
一般道	新町線	同所	同所	天草郡姫戸町大字姫浦 四六二四番一地从先から 五二二〇番三地从先まで	前 四六〇・〇	後 四六〇・〇	前 四・二	後 二九・〇	備考

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十五日

熊本県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月二十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等		道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長	備考
一般国道	二六六号	同所	同所	天草郡姫戸町大字姫浦 四一六二番五地从先から 四二七五番二地从先まで	四四〇・〇	国道改
一般道	二六六号	同所	同所	天草郡姫戸町大字姫浦 四六二四番一地从先から 五二二〇番三地从先まで	四六〇・〇	備考

二 供用開始する期日 平成十四年三月二十六日

熊本県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月二十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	四四五号	上益城郡御船町大字七滝字菊ヶ迫 二一八一番一地从先から 字原久保 二五二番一地从先まで	二七五・〇	単道改

二 供用開始する期日 平成十四年三月二十五日

熊本県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月二十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	六 秋津町 嘉新町線	熊本市秋津一丁目 二〇五五番一五地先から 二〇五五番 四地先まで	四四・五	やさまち

二 供用開始する期日 平成十四年三月二十五日

熊本県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 人吉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成八年熊本県告示第六十七号人吉都市計画道路事業三・四・五号紺屋町南町線及び三・五・十一号麓矢黒線
- 三 事業施行期間 平成八年二月二十八日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 熊本市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成五年熊本県告示第六百四十五号熊本都市計画道路事業三・四・三十九号長六橋川尻線
- 三 事業施行期間 平成五年八月六日から平成十六年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第二号

平成六年十月二十八日熊本県公安委員会告示第十二号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成十四年三月二十五日から施行する。

平成十四年三月二十五日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

一の表熊本北警察署手取本町交番の項位置の欄中「安政町」を「手取本町」に改め、同表熊本北警察署の項中

新地 駐在所	同 清水町大字	熊本市清水町大字新地、清水町大字麻生田、麻生田一丁目、麻生田二丁目、清水町大字榎木、榎木一丁目、榎木二丁目、榎木三丁目
龍田 駐在所	同 龍田七丁目	熊本市龍田陳内一丁目、龍田陳内二丁目、龍田陳内三丁目、龍田陳内四丁目、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田八丁目、龍田九丁目、龍田弓削一丁目

を

龍田 交番	同 龍田七丁目	熊本市龍田陳内一丁目、龍田陳内二丁目、龍田陳内三丁目、龍田陳内四丁目、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田八丁目、龍田九丁目、龍田弓削一丁目
新地 駐在所	同 清水新地三丁目	熊本市清水新地一丁目、清水新地二丁目、清水新地三丁目、清水新地四丁目、清水新地五丁目、清水新地六丁目、清水新地七丁目、清水町大字麻生田、麻生田一丁目、麻生田二丁目、麻生田三丁目、麻生田四丁目、麻生田五丁目、榎木一丁目、榎木二丁目、榎木三丁目、榎木四丁目、榎木五丁目、榎木六丁目

に

改め、同表熊本南警察署田崎交番の項交番駐在所名の欄中「田崎交番」を「西大橋交番」に改め、同項位置の欄中「田崎町」を「野中三丁目」に改め、同項所管区域の欄中「田崎町」の下に「高橋町、上高橋町、池上町、谷尾崎町、城山上代町、城山下代町、城山半田町、城山大塘町、城山葉師町」を加え、同表熊本南警察署三和駐在所の項を削り、同表熊本南警察署中島駐在所の項所管区域の欄中「沖新町」の下に「新港一丁目、新港二丁目」を加え、同表熊本南警察署河内駐在所の項所管区域の欄中「河内町白浜」の下に「河内町岳、河内町面木、河内町野出、河内町東門寺、河内町太多尾」を加え、同表熊本南警察署芳野駐在所の項を削り、同表熊本東警察署保田窪交番の項所管区域の欄中「渡鹿三丁目」の下に「渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目」を加え、同表熊本東警察署託麻交番の項所管区域の欄中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表熊本東警察署渡鹿駐在所の項を削り、同表御船警察署の項中

六嘉 駐在所	同 嘉島町	嘉島町大字下六嘉、上六嘉、井寺、北甘木
大島 駐在所	同 大字上島	嘉島町大字上島、鯨、上仲間、下仲間、犬淵

を

嘉島 駐在所	同 嘉島町 大字上島	嘉島町
-----------	------------------	-----

に

改め、同表御船警察署白旗駐在所の項所管区域の欄中「上早川」の下に「船津、麻生原、世持、津志田、南三箇、田口、中山、府領」を加え、同表御船警察署乙女駐在所の項を削り、同表本渡警察署竜ヶ岳駐在所の項交番駐在所名の欄中「竜ヶ岳駐在所」を「龍ヶ岳駐在所」に改め、同項位置の欄中「竜ヶ岳町大字高戸」を「龍ヶ岳町大字高戸」に改め、同項所管区域の欄中「竜ヶ岳町」を「龍ヶ岳町」に改め、同表備考中「平成十三年三月二十三日」を「平成十四年三月二十五日」に改める。

二の表熊本東警察署の項警備区域の欄中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第九号  
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、第一種区画漁業、魚類小割式養殖業に基づくトラフグ養殖において、ホルマリン及びパラホルムアルデヒドの使用を禁止する。

平成十四年三月二十五日

天草不知火海区漁業調整委員会

会長 宮 本 勝

一 禁止海域

熊本県宇土郡三角町（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島との境に至る地先海面並びに本渡市、牛深市及び熊本県天草郡の地先海面

二 指示の期間

平成十四年四月十七日から平成十六年四月十六日まで

熊本県公安委員会規則第3号

熊本県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

平成 14年 3月 25日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、この規則施行の際現に定められている熊本県公安委員会規則のうち縦書きの形式をとっているもの(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第2条 既存規則の形式は、次に定めるところによる左横書きに改正する。

- (1) 既存規則における右方はこの規則改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- (2) 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第3条 既存規則中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、条及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
2 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
3 漢数字(1の項及び2の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。) (1) 固有名詞の一部又は全部をなしているもの (2) 熟語の一部をなしているもの (3) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現が見られないもの	アラビア数字
4 よう音に用いる「よ」	「よ」
5 促音に用いる「っ」	「っ」

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、熊本県公安委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 14年 4月 1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第3号

熊本県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成 14年 3月 25日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、この告示施行の際現に定められている熊本県公安委員会告示のうち縦書きの形式をとっているもの(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第2条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- (1) 既存告示における右方はこの告示改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- (2) 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。

(用字及び用語の整理)

第3条 既存告示中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
2 漢数字(1の項及び固有名詞の一部又は全部をなしているものを除く。)	アラビア数字

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、熊本県公安委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 14年 4月 1日から施行する。

